

入札説明書

1 契約担当課

公益財団法人広島平和文化センター 国際会議場
〒730-0811 広島市中区中島町1番5号
電話 082-242-7777

2 内容

(1) 件名

広島国際会議場地下2階（D区画）における自動販売機による清涼飲料水等の販売

(2) 履行の内容等

広島国際会議場地下2階（D区画）における自動販売機によるペットボトル・ボトル缶式清涼飲料水等の販売及び自動販売機の適正な管理・運営（詳細は契約書及び仕様書のとおり）

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

ただし、契約期間満了の日の1か月前までに、公益財団法人広島平和文化センター（以下「本財団」という。）又は自動販売機設置事業者から何らの意思表示がないときは、引き続き、1年間更新するものとし、以後この例による。

なお、契約更新限度期間は令和12年3月31日までとする。

(4) 履行期間

令和7年4月1日から契約期間満了の日まで

(5) 設置場所

広島市中区中島町1番5号 広島国際会議場地下2階（D区画）

詳細は別紙1のとおり

(6) 設置台数

1台

(7) 予定販売手数料率

落札決定後に公表

3 入札方式

(1) 本件の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定販売手数料率以上で最高の販売手数料率をもって有効な入札書を提出した者がある場合に、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。落札候補者には一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定する。

(3) 前記(2)の落札候補者が次に掲げる場合に該当するときは、予定販売手数料率以上で有効な入札書を提出した者のうち、次順位の者（新たな落札候補者）から順次、前記(2)と同様にしてその入札参加資格を確認し、落札者を決定するものとする。

- ・入札参加資格を有しないと確認した場合
- ・無効な入札をした場合

4 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 入札公告の日から過去2年間に、国または地方公共団体が所有する施設2か所以上に清涼飲料水等の自

動販売機を設置していた実績があること。

(3) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5 資格確認申請書等の書類の交付方法

本財団ホームページ（後記15(8)参照のこと。以下同じ。）からダウンロードすることができる。

6 契約条項を示す方法等

(1) 契約条項を示す方法

本財団ホームページからダウンロードできる。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

本財団ホームページからダウンロードできる。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、本財団ホームページからダウンロードできる。

(ア) 提出期間

令和7年2月25日（火）から令和7年2月27日（木）までの毎日の午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出場所及び問合せ先

前記1に同じ。

(ウ) 提出方法

質問書は、質問内容等を熟知した者が持参すること。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌日（その日が休日に当たるときは、その直後の平日）以後において、本財団ホームページからダウンロードできる。

7 入札の方法

入札書には、販売額（消費税及び地方消費税を含む）に乗ずる販売手数料率をパーセント表記で小数点第1位まで記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含んだ率を記載すること。

8 入札回数等

(1) 入札回数は3回限りとし、この結果、落札候補者がない場合は、入札を打ち切る。

(2) 初度入札において、予定販売手数料率以上で有効な入札をした者がない場合は、直ちに再度入札又は再々度入札を行う。

9 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

入札者は、次に掲げる入札書等の書類を後記10(1)に持参すること。郵送、電送等その他の方法は認めない。入札書等の書類は、本財団ホームページからダウンロードすることができる。

ア 入札書

入札書については、本財団所定の様式（本財団ホームページに掲載。）のものを使用して、入札販売手数料率等の必要事項を記載し、記名・押印した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和7年3月3日開札「広島国際会議場地下2階（D区画）における自動販売機による清涼飲料水等の販売に係る入札書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

イ 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記アの封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

(入札者住所氏名欄の記載例)

○○市○○町○番○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

上記代理人 ○○ ○○ 印

委任状は、本財団所定の様式（本財団ホームページに掲載。）を使用して作成すること。なお、再度入札又は再々度入札にあっては、委任の内容に変更がない場合は、提出は不要とする。

(2) その他

入札書等の提出後は、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

10 開札等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月3日（月）午前11時00分

イ 場所 広島市中区中島町1番5号

広島国際会議場3階 研修室（2）

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）

イ 開札の結果、予定販売手数料率以上で最高の販売手数料率をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同率の入札をした者が2者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に係るない本財団の職員がその者に代わってくじ引きを行う。

エ その他開札及び落札候補者の決定に関するは、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領に定めるところに準ずる。

11 資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を持参して提出するものとする。

(1) 提出先

前記1と同じ。

(2) 添付書類

ア 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）」以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書（XML形式）は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 入札公告の日から過去2年以内に、国または地方公共団体が所有する施設（2か所以上）に清涼飲料水等の自動販売機を設置していた実績のわかる書類（行政財産使用許可書、契約書の写し等）

(3) 提出部数

提出部数は、1部とする。ただし、本入札と同日に執行する入札「広島国際会議場地下2階（D区画）における自動販売機による清涼飲料水等の販売」で落札候補者となった場合で、同書類等をすでに提出済みの場合は不要である。なお、提出された資格確認申請書等は返却しない。

(4) 提出期限

令和7年3月3日（月）午後5時まで

ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(4)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

12 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記 11により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本財団から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に前記 4 の入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

13 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

前記 12 より落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

14 本件業務の履行に当たって

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程を遵守しなければならない。
- (2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 1 項から第 5 項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ア 本財団発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第 1 条の 2 第 3 号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
- イ 本財団発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者
- なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除する。また、広島市競争入札参加資格者名簿に登録している場合は、広島市が指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本財団に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合、広島市競争入札参加資格者名簿に登録している者は、広島市が指名停止措置を行うことがある。

15 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から 5 日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。また、その者が広島市競争入札参加資格者名簿に登録している場合は、その資格が取り消されることがある。

- ウ 契約書は2通作成し、本財団及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。
- エ 契約書用紙は、本財団が交付する。
- (5) 既存自動販売機の販売実績
別紙2のとおり
- (6) 入札の中止等
本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、本財団ホームページ(<https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/>)のトップページの「入札・公募情報」→「入札情報」に掲載するので入札前に確認すること。
- (7) 入札の無効
次に掲げる入札は、無効とする。
- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札販売手数料率を訂正したもの
- エ 初度入札又は再度入札において予定販売手数料率以上で有効な入札書を提出した者がない場合に、再度入札又は再々度入札において、初度入札又は再度入札での最高販売手数料率以下の料率でした入札
- オ その他広島市契約規則第8条各号のいずれかに該当する入札
- (8) この入札に關係する資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、本財団ホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（写し） ・入札説明書 ・契約書（案）、仕様書（案） ・一般競争入札参加資格確認申請書様式 ・入札書及び委任状様式 ・仕様書等に関する質問書様式 ・図面（別紙1） ・既存自動販売機による販売実績（別紙2） 	本財団ホームページ(https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/)のトップページの「入札・公募情報」から、該当の入札案件を選択した上、ダウンロードすること。
<ul style="list-style-type: none"> ・物品売買等競争入札参加者の手引 ・入札参加資格の確認に係る納税証明書について 	本財団ホームページ(https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/)のトップページの「入札・公募情報」→「入札」→「各種様式等」から、ダウンロードすること。